

報道関係者各位

担	令和5年10月30日
当	【照会先】 神奈川県労働局 労働基準部 安全課 安全課長 千葉 幸則 主任地方産業安全専門官 西村 恭一 地方産業安全専門官 大須賀 徹 電話 045 - 211 - 7352

建設工事現場一斉監督を実施しました

～ 建設業の労働災害増加傾向に歯止めをかけるために～

神奈川県労働局（労働局長 木塚 欽也）は、本年の建設業の死亡災害急増を受け、神奈川県労働局管内の12労働基準監督署と合同で建設工事現場一斉監督を今月に実施しました。その結果を取りまとめましたので公表します。

【建設現場一斉監督指導結果の概要】

- (1) 実施期間 令和5年10月2日～10月20日
- (2) 臨検監督実施現場数 145現場
- (3) 違反()率 57.2%
- (4) 主要違反事項等の件数
 - 元方事業者等の管理に係る違反 66現場
 - 足場、通路、昇降設備等に係る違反 34現場
 - 墜落・転落防止措置に係る違反 22現場
 - 行政処分(作業停止等命令) 6現場

(5) 違反の傾向

元方事業者の安全管理以外では、足場、架設通路等における手すりの未設置等に関する違反が最も多く、次いで、墜落・転落防止措置(作業床の未設置、墜落危険場所における墜落制止用器具の不使用)に関する違反が認められた。

また、作業停止、立入禁止等の命令である行政処分も足場における手すりの未設置等によるものが大半を占めている。

労働基準監督官が臨検監督した現場において、元方事業者や協力会社に対して是正勧告等を行ったもの。

添付資料 建設現場一斉監督指導結果(令和5年10月実施)

建設工事現場一斉監督を実施します(令和5年9月28日付けプレスリリース)



建設現場一斉監督指導結果(令和5年10月実施)

1 違反状況

	建築	土木	解体	その他 (修繕等)	計
臨検監督実施現場数	99	10	5	31	145
法令違反等現場数	60	5	3	15	83
違反率	60.6%	50.0%	60.0%	48.4%	57.2%
行政処分(作業停止等命令)現場数	6	-	-	-	-

2 違反の概要

	違反 現場数	主な内容
元方事業者等の安全管理	66	協力会社(下請)の法令違反の指導の未実施、協力会社が使用する設備に係る災害防止措置の未実施
足場、通路、昇降設備等	34	足場の手すり・中さん・幅木等未設置、開口部及び作業床の端の手すり等未設置、高さ1.5m以上の箇所の昇降設備未設置、点検の未実施、最大積載荷重の未表示、破損した脚立等の使用
墜落・転落防止措置	22	高所作業に当たり足場等作業床の未設置、墜落危険箇所における墜落制止用器具の不備
建設機械等	9	建設機械作業の方法の未決定、エンジンの停止等を行わず建設機械から運転者が降車、特定自主検査(年次検査)の未実施、用途外使用
型枠支保工等	9	パイプサポート等支柱の脚部の未固定、組立図の未作成
クレーン等	7	クレーン作業の方法の未決定、クレーンに接触のおそれがある箇所への労働者の立入り、移動式クレーンのアウトリガーの張出不十分、技能講習修了証の紛失
電気機械器具	7	電灯等のガードの不備、電極部分等のカバーの不備
その他	11	石綿含有建材の未調査、有機溶剤の空容器の不適切な取扱い、地下ピット等酸欠危険場所の酸素濃度測定未実施及び立入禁止措置未実施

報道関係者各位

担	令和5年9月28日
当	【照会先】 神奈川県労働局 労働基準部 安全課 安全課長 千葉 幸則 主任地方産業安全専門官 西村 恭一 地方産業安全専門官 大須賀 徹 電話 045 - 211 - 7352

建設工事現場一斉監督を実施します

～令和5年10月に労働局、労働基準監督署が実施～

神奈川県労働局（労働局長 木塚 欽也）において、本年の建設業の死亡災害急増を受け、労働局及び労働基準監督署による建設工事現場一斉監督を10月に実施します。

1 趣旨

神奈川県労働局管内の建設業の労働災害について、令和5年の死亡者数は、2月から3月にかけて土砂崩壊ほかの労働災害より5人もの労働者が死亡し、6月に2人、8月には墜落ほかの労働災害により4人の労働者が死亡することにより、8月末現在で11人の方が亡くなっています。

これは同時期における過去10年の建設業の死亡労働災害発生状況としては最多の状況であり、極めて憂慮すべき事態となりました。

これら死亡災害は、その発生状況をみるとその多くが作業の安全を確保するために守るべき基本事項が守られていなかったことから発生しており、建設現場における労働災害防止対策の徹底は急務といえます。

そこで神奈川県労働局では、本年10月に、労働局及び労働基準監督署が一丸となり、建設現場における墜落・転落を始めとする各種労働災害防止を徹底する趣旨で、建設工事現場一斉監督を実施することとしました。

2 一斉監督の概要

(1) 体制

神奈川県労働局管内の全労働基準監督署(12署)の署長等と労働局配置の専門官等による合同チーム。

神奈川県労働局管内の全労働基準監督署の監督・安全衛生部署に配置された労働基準監督官(単独又は複数)。

(2) 方法

合同チームによる臨検監督及び労働基準監督官による臨検監督を実施します。

(3) 実施期間等

令和5年10月中に実施します。

臨検監督を実施する工事現場及び日時は非公表です。

添付資料 死亡災害撲滅緊急対策リーフレット
令和5年 死亡災害の概要 【建設業】
建設業における死亡労働災害急増に係る緊急連絡会議を開催しました